

保証料率割引商品・制度一覧

●保証料率割引商品

本冊子でご案内している保証商品の一部では、保証料率の割引を実施しています。下表に一覧としてまとめていますので、利用商品を検討される際にご活用ください。

商品名	掲載ページ	このような方に	保証料率
地域活力向上保証 「ふるさと」	P7	兵庫県外から県内に移住して創業する方や、兵庫県外から県内に事業所を増設、移転する方	通常の保証料率から 平均25%割引
SDGs 社債保証	P19	SDGs達成に向けて取り組むことで自社の経営力や生産性の向上を目指す方	
ひょうご発展支援保証 「リードα」	P13	長期かつ柔軟な返済方法により大口資金を無担保で調達したい方	通常の保証料率から 20%割引
事業性評価保証 「タッグ」	P10	事業の強みを生かした更なる発展を目指す方	通常の保証料率から 平均20%割引 (注1)「たんけい」は、継続更新時(2回目以降)における直近決算の保証料率区分が、初回保証利用時の保証料率区分からランクアップ(1区分以上)している場合が対象です。
技術・経営力発展保証 「スター」	P11	技術力、経営力が評価される方	
短期継続保証 「たんけい」	P12	一括返済の短期資金を継続利用したい方	
SDGs支援保証 「ステップ」	P14	SDGs達成に向けて取り組む方	
事業承継・M&A保証 「リレー」	P28	事業承継に必要な資金を調達したい方	

※各商品の詳細につきましては、それぞれの掲載ページをご覧ください。

●保証料率の割引制度

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまを側面的に支援するため、以下のような保証料率の割引制度をご用意しています。ぜひご活用ください。

1.会計処理に関する割引

会計参与を設置しており、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等)の提出があった会社については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

2.有担保割引

普通保険等を利用した保証のうち、物的担保を裏付けとした保証については、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注1)一部の保証については、割引が適用とされない場合があります。

(注2)物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は除きます。

3.商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

商工会・商工会議所から経営指導を受けている方が、商工会・商工会議所が発行する推薦書を添付して、小口零細企業保証に基づいた自治体融資制度を利用する場合、各制度で定められている保証料率から**0.1%の割引**を行います。

(注1)一定の要件を満たす必要があります。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。